

## 参 考

### 津山市及び第一生命保険株式会社の包括連携に関する協定書

津山市（以下「甲」という。）及び第一生命保険株式会社（以下「乙」という。）は、以下のとおり協定を締結する。

#### （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が緊密に連携することにより、双方が有する人的・物的資源を有効に活用して、市民の福祉の向上、地域の活性化等を図ることを目的とする。

#### （連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項（以下「連携事項」という。）について連携、協力して取り組むものとする。

- (1) 健康増進に関すること
- (2) ワーク・ライフ・バランスの推進に関すること
- (3) 高齢者支援に関すること
- (4) スポーツ振興に関すること
- (5) 産業振興・中小企業支援に関すること
- (6) その他、地域の活性化・市民サービスの向上に関すること

#### （連携事項推進のための協議等）

第3条 甲及び乙は、前条各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。

- 2 連携事項について甲乙間における個別の協定、契約等が締結されている場合には、当該個別の協定、契約等の規定がこの協定に優先するものとする。
- 3 連携事項の具体的な内容及び実施方法は、甲乙協議の上、事業ごとに別途取り決めることとする。

#### （有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1ヶ月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

- 2 甲又は乙は、この協定を解約しようとするときは、解約予定日の1ヶ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

#### （協定内容の変更）

第5条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

#### （守秘義務）

第6条 甲及び乙は、第2条に定める連携事項等の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示・漏えいしてはならない。

- 2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

#### （疑義の決定）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和2年12月24日

甲 岡山県津山市山北520  
津山市長

乙 岡山県岡山市北区駅前町2-1-1  
第一生命保険株式会社